

算定方式変更に伴う国民健康保険料の状況について

平成 25 年度から、国の政令改正に伴い、国民健康保険料の算定方式を変更しました。これに基づき、平成 25 年度分の保険料額を算定し、6 月中旬に加入世帯に通知しましたので、その状況等を報告します。

1 算定方式の変更内容について

国民健康保険料は、加入者数に基づいて算定する「均等割額」と加入者の所得に応じて算定する「所得割額」の合算額で構成されます。このうち「所得割額」について、「市民税額を基に算定する方式」から「所得金額を基に算定する方式（所得比例方式）」に変更しました。

また、算定方式変更に伴い、保険料負担が増加する世帯が生じるため、次の 3 つの対策を講じました。

	内 容
対策1 賦課割合の変更 (継続実施)	「所得割総額」と「均等割総額」の賦課割合を変更し、低所得世帯に移動する負担を全体的に調整しました。 《 所 50% : 均 50% → 所 60% : 均 40% 》
対策2 経過措置の実施 (25・26年度)	賦課割合を変更してもなお、保険料負担が急激に増加する世帯について、段階的に移行するため、所得控除が大きい世帯等を対象として経過措置を実施しました。 《基準総所得金額を次の割合で減額 25年度70%・26年度40%》
対策3 市費の繰入	「経過措置対象外の加入者負担」や「保険料負担の大幅増」を抑制するため、市費を繰入れました。《16.5億円》

2 確定賦課の状況等について

6 月に、平成 25 年度の保険料額を計算し、加入世帯に対し「保険料額決定通知書」を郵送しました。(世帯数：567,322 世帯、被保険者数：927,656 人)

なお、平成 25 年度の保険料率等は、次のとおりです。

	賦課割合		医療分料率		支援分料率		介護分料率		合計	
	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割
25年度	40%	60%	33,720円	基準総所得金額の 7.76 %	10,670円	基準総所得金額の 2.57 %	13,800円	基準総所得金額の 2.87 %	58,190円 24年度比 △11,650円	基準総所得金額の 13.20 %
24年度	50%	50%	40,870円	市民税額の 1.48 倍	12,550円	市民税額の 0.48 倍	16,420円	市民税額の 0.54 倍	69,840円	市民税額の 2.50 倍

(1) 1世帯あたり保険料額等の推移

	1世帯あたり 保険料額	1人あたり 保険料額	賦課総額
25年度	167,373円	102,359円	94,953,942千円
24年度	161,077円	97,706円	92,118,799千円
増△減	6,296円	4,653円	2,835,143千円
(増加率)	(3.9%)	(4.8%)	(3.1%)

※保険料額、賦課総額ともに、医療分+支援分。

医療費の伸び等により賦課総額が増加したため、平成25年度は24年度に比べ、1世帯あたり（1人あたり）保険料額が増加しました。

(2) 所得割額を負担する世帯と均等割額のみを負担する世帯の推移

算定方式の変更により、広く負担を求めるために、所得割額を負担する世帯が増加しました。

	所得割額と均等割額を負担する世帯	均等割額のみを負担する世帯
25年度	354,051	213,271
割合	62.4%	37.6%
24年度	322,152	249,742
割合	56.3%	43.7%
増△減	31,899	△36,471

【参考】非課税世帯と課税世帯による分類

市民税		保険料計算の基礎	
		24年度	25年度
非課税世帯	・所得が33万円以下の世帯	均等割額のみ	均等割額のみ
	・所得が33万より大きい世帯		
課税世帯	・その他	所得割額+均等割額	所得割額+均等割額
	・保険料限度額に到達する世帯		

(3) 経過措置の実施状況

経過措置は、新たに所得割額が賦課される非課税世帯では全てが対象となりました。また、所得割額を負担する被保険者のうち、約25%が対象となりました。なお、1人あたり保険料軽減額は、約31,000円となりました。

市民税	25年度	経過措置の対象者数	
非課税世帯	均等割額のみ	非課税者	42,171人
	所得割額+均等割額	課税者	114,391人
課税世帯			合計
		軽減総額	4,860,142千円

1人あたり
保険料軽減額 → **約31,000円**

※軽減総額は、医療分+支援分。

3 平成25年度と24年度の保険料額比較

算定方式変更の影響を把握するために、平成25年度及び24年度の保険料算定日の両日ともに加入していた世帯を抽出し、保険料額の比較を行いました。(対象世帯数: 492,747世帯)

(1) 全体の傾向

抽出した世帯を対象に、保険料の算定日における保険料額を単純に比較したところ、次の結果となりました。

	世帯数	保険料額の増減	
①25年度の保険料算定日に加入していた世帯	567,322		
②24年度の保険料算定日にも加入していた世帯 (保険料比較可能世帯)	492,747	増加した世帯	39.9%
		減少した世帯	58.0%
		変わらない世帯	2.1%

これらの世帯には、平成25年度と24年度の算定において、加入者、加入月数（算定期間）、所得金額等の算定条件が異なる世帯が含まれます。

このため、これらの世帯から算定条件が同じと考えられる世帯をさらに抽出し、次のとおり、保険料額の比較を行いました。

(2) 算定条件が大きく変わらない世帯での比較

保険料額の比較が可能な 492,747 世帯のうち、加入者が同じである、所得金額が概ね同じ額であるなど、平成 25 年度と 24 年度で算定条件が大きく変わらないと考えられる世帯を抽出して、保険料額の増減を比較しました。(対象世帯数：約 125,000 世帯) (※)

※ 抽出条件の設定に限界があり、実際には算定条件の差があるにも関わらず、対象世帯の中に含まれている場合があるため、概数を表記しています。

	増加した世帯	減少した世帯	変わらない世帯	合計	主な増減理由
合計	50,000世帯	72,000世帯	3,000世帯	125,000世帯	【主な増加理由】 賦課割合の変更により、所得割額の保険料額が増加した。また、経過措置に要する費用額の加入者負担により、保険料額が増加した。
	40%	58%	2%	100%	【主な減少理由】 均等割額の減少により保険料額が減少した。

なお、増加した世帯の中には、増額幅の大きい世帯も含まれています。

これらの世帯のうち、一部の世帯の状況を確認すると、次のような事例が見られました。

- ① 24 年度にあった所得控除額が、25 年度に大きく減少した世帯
- ② 所得額に比して、所得控除額が著しく大きい世帯
- ③ 税額控除が大きい世帯
- ④ 24 年度に扶養調整控除 (※) があつた世帯

※ 24 年度に年少扶養控除の廃止等に伴う保険料の軽減があつた世帯 (24 年度限りで実施)

4 加入者への対応

(1) 問合せ対応

今年度は算定方式を変更したため、コールセンターを設置し、各区での対応の他に、加入者からの問合せに対応しました。(コールセンターの設置期間：7月31日まで)

期 間	受電件数	開設日数	1日あたりの受電件数	備 考
6月15日～6月21日 (額決定通知到達後1週間)	2,043件	7日	291.8件	6月14日(金)から 保険料額決定通知書発送
6月22日～7月31日	939件	40日	23.4件	

(2) 納付が困難な世帯への対応

保険料の支払いが困難な世帯もあることから、納付に関する相談があつた場合は、世帯の状況に応じたきめ細やかな対応を行っています。また、該当する場合には、納付緩和措置を行うなど、今後も区役所において丁寧な納付相談を行います。